

判決年月日	平成 26 年 9 月 24 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 25 年（行ケ）第 10255 号		
○ 「芝草品質の改良方法」という名称の特許につき，引用発明 1 及び 2 と同一であること又は引用発明 2 から容易想到であることを理由に審判請求を不成立とした審決は誤りであるとして，取り消された事例			

（関連条文） 特許法 29 条 1 項 3 号，同条 2 項

（関連する権利番号等） 不服 2011-17402 号，特願 2005-20775 号，特開平 3-221576 号公報，特開平 10-234231 号公報，特開平 6-279162 号公報，特開平 11-346576 号公報

1 本件は，発明の名称を「芝草品質の改良方法」とする特許出願（特願 2005-20775 号）の拒絶査定不服審判不成立審決（不服 2011-17402 号事件）に対する審決取消訴訟である。

2 判決は，次のとおり述べて，本願発明と刊行物 1（特開平 3-221576 号公報）記載の発明（刊 1 発明）は同一である，刊行物 2（特開平 10-234231 号公報）の比較例として記載された発明（刊 2 発明）と本願発明は同一である，本願発明は刊 2 発明から容易想到であるとした請求を不成立とした審決は取り消されるべきものとした。

（1）「本願発明の「芝草の密度，均一性及び緑度を改良する」とは，芝草に対して生理的に働きかけて，芝草の品質を良くすることを意味すると認められ，・・・一方，・・・刊 1 発明の「芝生を全体にきれいな緑色に着色」は，晩秋から春にかけて自然現象で薄茶色に変化する芝生を美しい緑に見せるために，緑色顔料又は青色顔料と黄色顔料の組み合わせを含む着色剤を芝生の表面に散布して，全体的に緑色を着けることを意味することは明らかである。

そうすると，刊 1 発明の「芝生を全体的に均一な緑色に着色するために顔料（銅フタロシアニン等）を含む芝生用着色剤を芝生に散布する方法」と，本願発明の「芝草の均一性及び緑度を改良するためのフタロシアニンの使用方法」とでは，技術的意義が異なることは明らかである。」

「本願発明は「芝草の密度，均一性及び緑度を改良するためのフタロシアニンの使用方法」であるから，「芝草の密度，均一性及び緑度を改良するための」は，本願発明の用途を限定するための発明特定事項と解すべきであって，銅フタロシアニンを含む組成物の有効量を芝生に施用するという手段が同一であっても，この用途が，銅フタロシアニンの未知の属性を見出し，新たな用途を提供したといえるものであれば，本願発明が新規性を有するものと解される。

そこで，刊 1 発明における銅フタロシアニンの用途について検討すると，前記アで判示

したとおり、刊1発明は、銅フタロシアニンを着色剤として用いて芝草を緑色にするという内容にとどまるものであって、刊行物1には、芝草に対して生理的に働きかけて、品質を良くするという意味での成長調整剤（成長調節剤）としての本願発明の用途を示唆する記載は一切ない。・・・本願発明における芝草の「密度」、「均一性」及び「緑度」の内容は必ずしも一義的に明らかではないものの、本願発明は、刊1発明と同一であるということとはできないものと認められる。」

(2)ア 「本願発明は「芝草の密度、均一性及び緑度を改良するためのフタロシアニンの使用方法」であるから、「芝草の密度、均一性及び緑度を改良するための」は、本願発明の用途を限定するための発明特定事項と解すべきである。これに対して、刊2発明は、刊行物2に記載された発明と比較するために、むしろ成長調整剤としての効果を有しないものとして銅フタロシアニンを着色剤として用いるものであって、刊行物2には、銅フタロシアニンに成長調整剤としての効果があるという本願発明の用途を示唆する記載は一切ない。

そうすると、刊2発明は、本願発明と同一であるということとはできない。」

イ 「前記(1)によれば、刊行物2には、・・・むしろ銅フタロシアニンは芝草に対する生理作用を有さないものとして記載されているのであるから、刊行物2の記載をもって、芝草などの光合成をする植物の育成促進効果や老化防止効果が得られることが当業者にとって技術常識になっていたと認めることはできない。

また、前記(2)によれば、刊行物7には、・・・金属フタロシアニン自体が植物病原菌に対する防除作用を有するというよりは、金属フタロシニアンを添加した後に微生物を接種して発酵させて得た有機質肥料が防除効果を有することを主に開示しているにすぎず（段落【0042】等）、金属フタロシアニンが植物に直接作用して生理機能を活性化することについては記載も示唆もないと認められる。

さらに、前記(3)によれば、刊行物8（甲8）は、植物体を覆って、植物にあたる光の波長を制御して植物の成長を抑制するための「フィルム等の被覆材料」に関する文献で、従来、「被覆材料」に添加していたフタロシアニン化合物の代わりに、より安価な金属フタロシアニン化合物を用いるというものであるから（段落【0001】、【0005】、【0006】）、金属フタロシアニンを植物に直接施用することは、記載も示唆もない。

加えて、前記(4)によれば、周知例（甲10）は、芝着色剤がノシバに与える生理作用に関する論文である・・・るが、これらの芝着色剤の成分は不明であって、金属フタロシアニンが含まれるかすら明らかではない。

以上を総合して検討すると、刊行物2、7、8及び周知例（甲10）から、銅フタロシアニン等の青色顔料の使用によって、芝草などの光合成をする植物の育成促進効果や老化防止効果が得られることは、当業者にとって技術常識となっていたと認めることはできず、本件審決の上記判断は、その前提を欠き、その余の点について判断するまでもなく、誤りである。」